

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

1. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

事業所名	サービス名	加算区分
ワークステーションやじろべえ	就労継続支援B型	I
ヘルパーステーションやじろべえ	居宅介護	I
	重度訪問介護	II
障害者支援施設 翼	施設入所支援	区分無し
	生活介護	区分無し
	短期入所	区分無し
ほっとすてーしょん翼	居宅介護	I
	重度訪問介護	I
	同行援護	II
	生活介護	I
さくら さくら	生活介護	I
	居宅介護	I
	重度訪問介護	I
	同行援護	II
ひらり	生活介護	I
	居宅介護	I
	重度訪問介護	I

2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

(1) 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援。

(2) 両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮

(3) 腰痛を含む心身の健康管理

- ・福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

(4) やりがい・働きがいの構成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善